

(一) 手一回下半期に於て月終より高以上上分下サイ
 (二) 移転の、櫻井トシヨ期若貴子ハ其後南台ノ月終、二六日分ヲ支給シテ下サイ
 (三) 病免傳書印欠勤ノ場合ハ其ノ月終ノ月終ヲ引換キ支給シテ下サイ
 (四) 手高支給ノ件 (在支取手高)

(一) 外高手高 (毎月) 金五兩也
 (二) 手取手高 (毎月) 金五兩也
 (三) 日曜出勤手高月終日割一由分

二 職者及退社ノ件

(一) 今社ノ都合ニテ職者ノ場合ハ必ウ不夫トモ其ノ月以高ニ於テ減キ高、
 上テ決定シテ下サイ

(二) 同物減者ノ際ハ月下第ニ申ノ、西陽書會館ニ於テ令ハ通テシ給テ手高ト合決ノ
 上テ決定シテ下サイ

(三) 若シ在ノ決定ニ依リ職者ノ場合ハ決、標準ニ依リ手高ヲ即時支給シテ下サイ
 (四) 在社手取高之ノ手ニ高シ高ノ月終ノ三ヶ月分以上ヲ支給シテ下サイ

(一) 手高支給ノ標準ハ五枚手取高ノ月以上ヲ之ノ年ト尺假シニ其月若貴ハ月割
 = 下下サイ

(二) 手高支給ノ標準ハ五枚手取高ノ月以上ヲ之ノ年ト尺假シニ其月若貴ハ月割
 = 下下サイ

三 社員採用ノ件

新ラシク社員ヲ採用スル場合ニハ一應標準決定令ハ通テシ給テ、上テ決定シテ
 下サイ

四 社員給与自由ノ件

振込取扱部等以外ニ於テハ毎月ノ希望ニ人勉學ノ自由ヲ認メテ下サイ
 (二) 中支取高ノ差額給還ヲ高シテ下サイ

左連名ヲ以テ款ニ取扱シタス
 昭和九年一月

左

- 西本 吉久
- 今井 五兵衛
- 長谷川 富雄
- 三富 芳江
- 重部 文部
- 栗林 辰郎
- 上田 正子
- 渡邊 敏
- 美添 綾子
- 玉田 重雄
- 河本 日出夫
- 若林 里子
- 橋本 孝一
- 吉岡 幸市

昭和九年一月十日
 株式会社 取締役 重部 文部 一 殿
 取締役 服部 春一 殿